





その他、箕面市の意見等

・屋外広告物の独自条例について、箕面市としては、現状である程度の誘導が図られているため、条例策定について考えていない。条例をもつことで、行政処分になった場合に訴訟につながる事などもあることから、景観条例の中での行政指導という程度の中での誘導でよいのではないかと。

・ひとつ例外として、「どうしてもここはこうしたい」という思いのある区域の規制として、箕面市に止々呂美田園地区という昔の田園風景の町並み保全区域（条例で区域設定している地区）があるのですが、そこだけは他と差別化するために、大阪府条例の施行規則において、非自家用の野立て看板を規制し、大幅に減らすことができた。

・屋外広告物の申請代理者は、申請者に依頼されて申請に来ており、屋外広告物についての相談において、代理者が申請者に規制を説明する上で、景観形成誘導基準のような基準書を提示することは重要。

・厳しくすることにより、協議の済んでいない、無許可の物件も実際はあり、厳しくしすぎることへの問題点を他行政から指摘されることもある。

看板事例

・表示面や看板数の削減や色彩の反転  
(au、ライフ、エネオス、ローソンなど)



看板事例

・色彩の変更  
(タイムズ、来来亭、  
リサイクルショップなど)

改修による看板（商品名）削減と  
店舗名表示の縮小

